

原発事故避難者に対する住宅支援の継続等を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年の月日が経過したが、事故によって福島県を離れることを余儀なくされている避難者は今も約4万人に上り、神奈川県内においても3000人に近い方々が避難生活を送っている。

昨年、福島県が行った住まいに関する意向調査では、県外避難世帯の約8割が「来年4月以降の住宅が決まっていない」と答え、神奈川県が行ったアンケート調査では、県内避難世帯の約7割が「住まい」への支援を期待し「神奈川県に住み続けたい」と答えている。

しかし、政府と福島県は一昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を平成29年3月限りで打ち切ることを選定した。

避難生活の最も基本的な基盤となる住宅支援の打ち切りは、多くの避難者を直ちに経済的な困窮に陥らせ、中でも自助努力で避難生活を続けている母子避難者にとっては子供たちの未来をも断ち切ることになりかねない。

平成24年に制定された、いわゆる子ども・被災者支援法では、その基本理念として、被災者一人一人が居住、移動、帰還についての選択をみずからの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないことを掲げている。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 避難者がみずからの意思で居住場所を選択できるよう、低所得世帯など個々の事情に配慮した住宅支援を検討すること。
- 2 子ども・被災者支援法に基づいた、きめ細やかな被災者支援に努めること。
- 3 放射能による健康上の不安解消や生活環境に及ぼす影響の低減など、避難者が安心して福島県に戻れる環境づくりに努めること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
復興大臣

宛て

横浜市会議長

梶村 充